

令和3年度松本新規就農者育成対策事業研修生募集要領

1 目的

松本市内で新規就農する者を育成・確保するため、「松本新規就農者育成対策事業」(以下「事業」という。)の農業研修生を募集する。

2 募集人数

研修生は別に定める「松本新規就農者育成対策事業実施要領」(以下「実施要領」という。)により、**3名程度**を募集する。

3 研修生の決定

応募者について、「松本新規就農者育成対策事業運営協議会」(以下「協議会」という。)が説明会を、「松本新規就農者育成対策事業研修生選考委員会」が面接を行い、事業の目的に沿った者を採用する。

4 待遇

研修生は、実施要領の規定により、次の条件で研修にあたる。

- ①研修期間中は営農生活支援資金として月額7万円を支給する。なお、賃金・手当は支給せず社会保険料等についても個人の負担とする。
- ②研修用の農地等を斡旋する。
- ③研修に最低限必要な農業機械等を無償貸与する。
- ④実施要領の規定に反して研修を中止し又は就農後に離農した場合は、支給済みの営農生活支援資金の全額を返還するものとする。

5 研修作物の選択

実施要領の規定により、研修生が栽培する作物は、松本ハイランド農業協同組合が推奨する果樹・野菜等の中から選択するものとする。

6 研修期間

研修期間は最長3年間とし、その取り扱いについては協議会が決定する。

7 申込期間

申込期間は令和3年8月1日から令和3年8月31日までとする。

8 申し込み・問い合わせ先

松本ハイランド農業協同組合 営農部 営農企画課

〒390-8555 松本市南松本 1-2-16 電話 0263-29-0394 E-mail : nokikaku@mhl.nn-ja.or.jp